

海外療養費の支給申請手続きについて

(業務外の海外渡航の場合)

【海外療養費とは】

海外療養費制度は、海外旅行中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。

【支給を受ける条件】

1. 海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。
2. 療養(治療)を目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。
日本で実施できない診療(治療)を行った場合でも、保険給付の対象とはなりません。
3. 海外で治療費の支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

【支給額】

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)から、自己負担相当額(患者負担分)を差し引いた額を支給します。

- 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。

実際に支払った額		キオクシア健保が計算した金額と比べて超過した額は、支給計算の対象外となります。
日本国内で同じ治療をした場合の治療費を基準に計算した額		
自己負担相当額	払い戻される額(海外療養費)	

- 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率(売レート)を用いて円に換算して支給金額を算出します。
- 海外療養費の審査は、被保険者や医療機関等に照会することがありますので、時間がかかる場合があります。
- 海外療養費の支給は、海外への直接送金はできません。海外駐在者の方は、事業主に受け取りを委託してください。(療養費支給申請書【海外療養費】の委任状の欄にご記入ください)

【申請に必要な書類】

①	療養費支給申請書【海外療養費】 ※請求は、月初～月末の1カ月(同一病院)を一単位として提出してください。	
②	医科の場合 【様式 A】 [1面]診療内容明細書(※1) [2面]日本語訳(※2、※3)	歯科の場合 【様式 C】 [1面]歯科診療内容明細書 [2面]日本語訳(※2、※3)
③	医科・歯科共通 【様式 B】 [1面]領収明細書、 [2面]日本語訳(※2、※3)	
④	領収書原本	
⑤	受診者の海外渡航期間が確認できる書類(受診期間における渡航の事実を確認させていただくため、以下のいずれかを添付してください。) ・パスポートのコピー(①氏名・顔写真と②当該期間の出入国スタンプの頁) ・査証(ビザ)のコピー(氏名と有効期限が記載されたもの) ・航空チケットのコピー(e チケット控えを含む)	
⑥	調査に関わる同意書【海外療養費】	

※1.健康保険用国際疾病分類番号をご証明いただく場合は、「国際疾病分類表」を参照して下さい。

※2.翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。

※3.様式 A または C 及び B が日本語で記載されている場合は不要です。

【様式A～C(英語・韓国語・中国語)の記載についての注意事項】

①	審査を行うにあたり、とても重要な書類のため、証明していただく海外の医療機関には、できるだけ詳細に証明していただくよう、お願いしてください。 特に【様式A】の傷病名、【様式B】の通貨単位は、必ず記載してください。
②	1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、それぞれの医療機関での証明が必要です。
③	被保険者、受診者等による記入はできません。担当医に記入・署名をご依頼ください。
④	同様の項目・内容が記載されていれば、独自に作成した様式をご使用されても構いませんが、日本語訳は必ず添付が必要です。

【提出(送付)先】

(株)バリューHR BPO 健保事務処理センター キオクシア健保係
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 S-FRONT 代々木ビル 2F